

壱岐市農業委員会定例会（令和5年12月）

議 事 録

1. 開催日時 令和5年12月21日（木） 午後4時
2. 開催場所 壱岐市役所石田庁舎 2階 第4会議室
3. 出席委員 ・・・・ 農業委員会長 外 農業委員 16名
4. 欠席委員 ・番・・・委員 ・番・・・委員
5. 事務局職員 事務局長 ・・・・ 事務局長補佐 ・・・・ 主事 ・・・・
6. 議事日程
 - 第1. 議事録署名委員の指名 ・番 ・・・・委員 ・番 ・・・・委員
 - 第2. 議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第53号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第54号 令和5年度農用地利用集積計画の承認について(第5回)
(追加議案)
 - 第3. 議案第55号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(出し手から農地中間管理機構) (案)の要請について
 - 第4. 議案第56号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(農地中間管理機構から受け手) (案)の要請について

7. その他

事務局 皆さんこんにちは。

それでは、ご案内の時間前ではありますが、只今より令和5年12月の農業委員会の総会を開会致します。

本日は、・番・・・委員、・番・・・委員さんから欠席の届け出がでております。

本日の出席委員は19名中17名で過半数を超えておりますので、総会は成立を致しております。

それから、本日の議案について追加が2件ありますので、後ほどご説明します。

それでは、総会日程2の「会長挨拶」を・・・会長にお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

会 長 【会長挨拶】

議 長 それでは、これより議事に入ります。

まず、議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。「壱岐市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名人ですが、議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

それでは、本日の議事録署名人は、・番・・・委員、・番・・・委員にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。なお、本日の会議書記には事務局、・・・主事を指名します。

それでは、議事日程第2の議案第52号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局 はい、1頁をお願い致します。議案第52号「農地法第3条の規定による許可申請について」農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。

所有権移転の案件が5件あがっております。受け手は、全て個人ですので、「農地所有適格化法人要件」の適用はありません。

また、農地を譲り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではないので、「信託要件」の適用もありません。

それから、4件の売買、1件の贈与ですので、又貸し、「転貸禁止要件」にも当たりません。

従いまして、「全部効率利用要件」、取得しようとする者が、農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。

「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。

「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないかと、というような3つの内容を審議して頂くこととなります。

49番 土地の所在

郷ノ浦町物部本村触	字壱岐ノ戸	・・・番・	地目	田	面積	560㎡
同じく		・・・番・	地目	田	面積	900㎡
同じく		・・・番・	地目	田	面積	784㎡
譲渡人	・・・・・・・・・・					

譲受人

経営地面積は 田が93901㎡、畑15134㎡、計109035㎡です。

申請理由

譲渡人 高齢で管理できないため、譲受人に売却する。

譲受人 譲渡人の要望により、買い受けて耕作するということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」ではありますが、経営状況は水稻、飼料作物の作付けです。

農機具は、トラクター、コンバイン、田植え機、2トンダンプ、回送車、軽トラを所有されてあります。

農作業歴は本人30年で、子供が10年です。通作距離については、1km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、水稻の作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。12月18日に・・・委員さんと譲受人との立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願いします。

・・委員 はい。

議長 はい、番 ・・委員。

・・委員 皆さんこんにちは。・・です。本来なら柳田地区の・・委員さんの担当地区でございますが、ご都合により、立会いできないということで今回立会いを私が12月18日に事務局と・・さんご本人さんと現場立会いを行いました。譲受人の・・さんは、隣接する農地に水稻、飼料等を作付けされております。それを買って受けまして耕作されるようです。また認定農業者でありますので、何ら問題はないと思います。皆様方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第52号49番は決定します。

続きまして、50番から52番について共有地であり、同一の譲受人ですので一括しての説明を求めます。

事務局 はい、1から2頁をお願いします。

50番から52番 土地の所在

勝本町大久保触 字^{みなごえ}皆越 ・・・番・ 地目 田 面積 1131㎡

譲渡人 持ち分72分の2

. 持ち分72分の1

. 持ち分72分の1

譲受人 持ち分72分66

経営地面積は田が30528㎡、畑が4082㎡、計34610㎡です。

申請理由

譲渡人 譲受人の要望により売却する。

譲受人 買って耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は水稻、麦、飼料作物の作付けです。

農機具は、トラクター、田植機、稲刈機、ロールベイラー、コンバインを所有されてあります。

農作業歴は本人50年で、妻が40年、長男が15年です。通作距離については、50m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、水稻の作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。12月18日に・・委員さんと譲受人の長男との立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願いします。

・委員 はい。

議長 はい、番・委員。

・委員 皆さんこんにちは。地区担当の・・・です。

事務局から説明がありました通り12月18日に現地を確認致しました。

申請地は、持ち分が・・・さんが72分の66と・・・さんが72分の2、・・・さんと・・・さんがそれぞれ2分の1、そして、今回売却されない持ち分72分2の・・・さんの田でありました。耕作は川上さんが行っているという事です。・・・さん以外の・・・さんと・・・さんと・・・さんの持ち分を・・・さんへ異動したいというものであります。

何ら問題はないと思いますが、皆様方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。

今回名義が変わらない・・・さん分はそのままですか。

事務局 ・・・・さんの分は、来月か再来月に名義を変えるよう3条申請をするそうです。

議長 他にありませんか。よろしいですか。

・委員 議案49番、50番から52番にかけて田や畑がそれぞれ反当いくらかの教えてください。

事務局 それぞれというのはないですけど、場所によって違うのですよ。基盤整備の所が、以前は反当あたり100万円とかだったりしましたが、今は80万くらいとか。

・委員 今は50万ですよ。

事務局 そのくらいですよ。基盤整備100万円が60万円くらいになったと思うですよ。田で。畑がその半分。いいところで。山間部は、お互いのいい値ですよ。場所によっては基盤整備しているところでも反当10万でも買わないところもありますよ。そこそこで違います。3条申請で過去にあった分を売買した分と言えば、議案で上がっているところは、反当いくらかと書いてもらっているところがあるのですが、もし尋ねられた時は、過去にこのくらいからこれくらいという話ではお伝えをしています。基盤整備地区なのか、それ以外なのか、後は自分たちで判断していただくようにしています。これというのはありません。売り手買い手によって違って、買いたいのか、売りたいのか、買いたいなら高くなるし、売りたいなら安くなります

議長 よろしいですか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第52号50番から52番は決定します。続きまして、53番の説明を求めます。

事務局 3頁をお願いします。

53番 土地の所在

芦辺町中野郷仲触 ^{こしぼる}字越原 ・・・・番 地目 田 面積 1006㎡

同じく ^{せんすい}字泉水 ・・・・番・ 地目 田 面積 725㎡

譲渡人

譲受人

経営地面積は、田が2483㎡、畑が6104㎡、計8587㎡です。

申請理由

譲渡人 島外在住で管理できないため、譲受人に贈与をする。

譲受人 譲渡人の要望により、譲り受けて耕作に従事する、ということです。
権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」ではありますが、経営状況は水稻、飼料作物の作付けです。
農機具は、トラクター、タイヤショベル、バインダー、田植え機、ハーベスタ、
を所有されてあります。

農作業歴は本人20年で、通作距離については、1km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、水稻の作付けでありますので、周辺への影響は
ないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たし
ていると考えます。12月18日に・・委員さんと譲受人との立会いの下、現地
確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議 長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願いします。

・・委員 はい。

議 長 はい、・・番久保委員。

・・委員 皆さんこんにちは。地区担当の・・です。

事務局から説明がありました通り12月18日に現地を確認致しました。

譲渡人は島外在住で壱岐の農地を処分されるようで、・・寺の和尚さんでもあ
る・・さんが譲り受けて耕作を行うという事でありました。

何ら問題はないと思いますが、皆様方のご審議をよろしくお願い致します。

議 長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声
あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第52号53番は決定します。

続きまして、議案第53号「農地法第5条の規定による認可申請について」を
議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、4頁をお願いします。

議案第53号「農地法第5条の規定による認可申請について」農地転用につき、
次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

18番 土地の所在

勝本町本宮西触 ^{やなぎざか} 字柳坂 . . . 番・ 地目 畑 面積289㎡

転用目的 一般個人駐車場

譲渡人

譲受人

申請理由 申請地に個人用の駐車場を建設したので申請しますというものです。

位置図、写真、配置図は5頁から7頁です。

この案件は、違反転用でありまして、6月19日に・・・委員さんと現地確認を行い、6月の定例会におきまして、ご審議いただき、県より7月10日付で追認許可相当と判断しましたという通知がきております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願いします。

・・・委員 はい。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 担当の・・・です。

事務局の説明の通り、この案件は、既に駐車場にされてありまして、6月の定例会で違反転用許可相当としてやむを得ないという事でご承認頂いております。

今回、正式に農地法第5条の許可をもらいたいという事です。

皆様方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第53号18番は、意見を付して進達いたします。続きまして、議案第54号「令和5年度農用地利用集積計画の承認について（第5回）」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、8頁をお願いします。

議案第54号「令和5年度農用地利用集積計画の承認について」今年度5回目になります。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求められております。今回利用権設定の件数は29件、借り手が24人、貸し手が27人です。田が43筆、48,076㎡、畑が22筆で23,984㎡、合計65筆で72,060㎡となっております。

この件につきましては、地区担当の農業委員・推進委員皆様方の署名・押印を頂いておりますので、今回、この一連につきましては、ご承認を頂きたいと思っております。

内容につきましては、9頁から11頁に掲載を致しておりましたので、よろしくをお願いします。

議長 この件につきましては、事務局が申しますように皆さん方のご承認を頂いておりますので、よろしいでしょうか。【はいの声あり】

続きまして、追加議案第55号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(出し手から農地中間管理機構)(案)の要請について」と追加議案第56号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(農地中間管理機構から借り手)(案)の要請について」は、関連がありますので、一括上程したいと思います。

事務局 はい、議案第55号と議案第56号は一括して説明させていただきます。追加議案1頁をお願い致します。

議案第55号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(出し手から農地中間管理機構)の要請について」農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり市から

ら提出された農用地利用集積等促進計画(出し手から農地中間管理機構)(案)を定めるよう要請する可否について判断を求めるものです。

2頁から12頁をご覧ください。令和5年12月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画については、この一覧表のとおりであります。

また、1頁をご覧くださいますと長崎県農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社が農地中間管理権を取得する計画が、賃貸借権設定の10年間の田の新規が41筆で45,516㎡、畑の新規が18筆で13,539㎡、賃貸借権設定の合計が59筆で59,055㎡であります。また、使用貸借権設定は、10年間の田の新規が140筆で156,442㎡、畑の新規が5筆で6,835㎡、使用貸借権設定の合計が145筆で163,277㎡であります。

続きまして、13頁をお願い致します。議案第56号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(農地中間管理機構から借り手)(案)の要請について」農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり、市から提出された農用地利用集積等促進計画(農地中間管理機構から借りて)(案)を定めるよう要請することの判断を求めるものです。

14頁から24頁の令和5年12月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画については一覧表のとおりでありまして、再度13頁をご覧くださいますと、計画につきましては、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、集積計画表は、議案第55号で説明致しました通りであります。

この計画につきましては、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に掲げる各要件を満たしております。

なお、議案第55号の農用地利用集積等促進計画(出し手から農地中間管理機構)の公告と、議案第56号の農用地利用集積等促進計画(農地中間管理機構から借り手)の決定は、同時施行と致します。

これによりまして、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地集積等促進計画を定めて、県知事が促進計画を認可し、公告することによりまして、農地中間管理機構が借り手に農地を貸し付けるという手続きの流れになります。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、これにつきましては、法に則って行いますので皆様方の意見を求めることとなります。何かございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第55号と議案第56号は原案のとおり決定し、その旨回答します。続きまして、その他の件をお願いします。

事務局 事務局からのその他の件ですが、

- ① 1月の定例会の日程 → 令和6年1月25日(木)午前9時～
- ② 研修会について

議長 他に皆さん方から何かありましたら。なんでもいいです。

・委員 農地利用集積計画をして、期間中に地主が代わられた時に借り手の方に連絡がいくわけですか。

事務局 相続の時は、連絡はありません。3条許可などの農業委員会にかけてというのがないから、相続というのは、親から子とかその辺はわからないけれども、第3者とか別の人になるとか農業委員会にかけるので。所有権を変える前に貸し借りを確認する、貸し借りが入っているから所有権の移転はできませんよ。それでは、何故なのかといたら相続とかではなくて所有権を変える時は、3条申請の要件というのは、自分が農業をする、耕作をするよという目的になる。第3者になることは基本的に貸し借りが入っていきません。うちでチェックして貸し借りの解約をさせてからではないと。相続の時はあるんです。

・委員 それがないとであれば、貸し借りするときに小作料の設定をするですたいね。

事務局 使用貸借の方。

・委員 その口座がなくなるわけですたいね。地主さんが亡くなっているから。

事務局 貸し借りが入ったまま亡くなった。中間管理機構ですか。

・委員 農地流動化計画のなかで。

事務局 流動化は、個人間で貸し借りしている分だから、所有者の家族、例えば親が亡くなったり、そこがしっかり話ができとけば

・委員 それは、第3者になるとかな。変わったのは。変わったとは聞いた。

事務局 第3者には変わらないと思います。

・委員 第3者というか、兄弟ですね。管理は、兄弟でもするかもしれませんが。

事務局 相続権があったら、兄弟に相続がいくから。

・委員 それはないです。

事務局 名義まで変わったというのは、相続権があるとやったら相続で、子供さんがいなかったら兄弟に相続権があって名義が変わるとか、いろいろパターンがあるけんですね。

議長 それは、市単独の流動化補助金が絡んでいるのですか。

・委員 絡んでいます。最初の時、反当いくらかですしょう。期間中だから、途中でやめた場合は返還となるか。

事務局 揉めるようだったら解約するか、そのまま5年間お互い話ができればそのままとか

・委員 ただ、壱岐にいないから、なかなか話ができない。

事務局 流動化は、新規契約は来年度まで。今かたっているのは5年間有効です。また、後で詳しく。

議長 契約結んでいるのは、勝手に変えられない。

・委員 最初そう聞いていたが、それが2回あってですね。最初の方は、誰かに売っているわけですね。その相談もないし、急にいつまでに退いてくれと言われたわけです。いくら流動化で契約していても意味がないわけですね。

事務局 その契約書は、生きております。私用権が入ってるから。亡くなったかもしれませんが、争ったら。例えば子供が知らなかったとなっても、契約書としてうちにもあるので、こちらが損することはない。そのための公的の貸し借りですので。

議 長 地主さんが、はっきり後何年残っているとか。

事務局 変わったのをきちんと引継ぎしとけばいい。

- ・委員 私的にはそれでいい。急に亡くなって誰もいない。兄貴がおったから変えたという話を聞いたもので。何の連絡もない。

議 長 耕作はだめと言われたのですか。

- ・委員 小作料を払わないといけんとですけど、どこに払わないといけないのかわからない。

議 長 この件はおそらく、市の補助金が3年とか5年とかあったのが、来年度で制度がなくなって、来年契約した人は5年間有効なんですよ。今から先は、農地中間管理機構を通じてやったほうが安心です。まだ、補助金はいらぬとかでヤミ小作とか考えもんですから、お互い補助金をもらうようにして契約してたほうが安心して借りられるし、貸す方も安心です。できたらこういうのを推進していただきたい。

議 長 他にございませんでしょうか。それでは皆さん方から意見もないようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思いますが、よろしいでしょうか。【はいの声あり】大変お疲れ様でした。